

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 鳥取県病院局管理規程第 6 号

### 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（口座振替による支払）</p> <p>第27条 出納員は、第23条第 2 項の規定により、債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、資金交付書（様式第22号の 2 ）に支払依頼書（様式第22号の 3 ）を添え、これを出納取扱金融機関に交付しなければならない。<u>ただし、出納員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により口座振替の方法による支払の依頼を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>（支払の確認）</p> <p>第34条 出納員は、第37条第 2 項又は第 5 項の規定により、出納取扱金融機関から支払日計表（様式第24号）の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。</p> <p><u>2. 出納員は、第37条第 6 項の規定により、出納取扱金融機関から支払の内容に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その</u></p>	<p>（口座振替による支払）</p> <p>第27条 出納員は、第23条第 2 項の規定により、債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、資金交付書（様式第22号の 2 ）に支払依頼書（様式第22号の 3 ）を添え、これを出納取扱金融機関に交付しなければならない。</p> <p>（支払の確認）</p> <p>第34条 出納員は、第37条第 2 項の規定により、出納取扱金融機関から支払日計表（様式第24号）の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。</p>

日の支払額を確認しなければならない。

(支払事務)

第37条 出納取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手又は第27条の規定により交付された資金交付書(第5項において「資金交付書」という。)により支払事務を行わなければならない。ただし、第27条ただし書の規定による支払の依頼を受けた場合は、当該依頼により支払事務を行わなければならない。

2～5 略

6 前項の規定にかかわらず、出納取扱金融機関は、第27条ただし書の規定による支払の依頼を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに当該支払の内容に係る電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法により送付して、当該電磁的記録を出納員の使用に係る電子計算機により閲覧できるようにしなければならない。

(様式第1号)

収入伝票

略

略

略

年度 鳥取県営病院事業会計

略

略

下記のとおり収入してよいか伺います。

略		
相手方	納入通知書番号	
	納入通知年月日	年 月 日
	納入期限	年 月 日
	略	

(様式第2号)

支払伝票

略

略

略

年度 鳥取県営病院事業会計

略

略

(支払事務)

第37条 出納取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手又は第27条の規定により交付された資金交付書(第5項において「資金交付書」という。)により支払事務を行わなければならない。

2～5 略

(様式第1号)

収入伝票

略

(業務名)

略

略

年度 鳥取県営病院事業会計

略

略

下記のとおり収入してよいか伺います。

略		
相手方	納入通知書番号	
	略	

(様式第2号)

支払伝票

略

(業務名)

略

略

年度 鳥取県営病院事業会計

略

略

下記のとおり支出してよいか伺います。

略

(様式第3号)

振替伝票 略

略  
略

年度 鳥取県営病院事業会計  
略  
略  
略  
振替年 年  
月日 月 日

下記のとおり振替してよいか伺います。

略  
支出負担行為残額 支出負担行為残額  
略

(様式第9号)

収入予算差引簿

(科目)

処理 区分	日 付	摘 要	相手 方	予算 額	番 号	調 定 額	残 高	番 号	収納 額	残 高
略										

(様式第10号)

支出予算差引簿

(科目)

処理 区分	日 付	摘 要	相手 方	予算 額	番 号	支 出 負 担 行 為 額	残 高	番 号	執行 額	残 高
略										

(様式第26号)

棚卸表

(分類 ) 年 月 日  
保管場所 計量員 ㊟  
検査員 ㊟

品 名	規 格	単 位	単 価	帳簿残高		実測		増減		備 考
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	
略										

下記のとおり支出してよいか伺います。

略

(様式第3号)

振替伝票 略

(業務名)

略  
略

年度 鳥取県営病院事業会計  
略  
略  
略  
振替年 年  
月日 月 日  
支出負  
担行為  
番号

下記のとおり振替してよいか伺います。

略  
支出負担行為残額 支出負担行為残額  
支出負担行為番号 支出負担行為番号  
略

(様式第9号)

収入予算差引簿

(科目)

日付	処 理	摘 要	相手 方	予算 額	番 号	調 定 額	残 高	番 号	収納 額	残 高
略										

(様式第10号)

支出予算差引簿

(科目)

日付	処 理	摘 要	相手 方	予算 額	番 号	支 出 負 担 行 為 額	残 高	番 号	執行 額	残 高
略										

(様式第26号)

棚卸表

(分類 ) 年 月 日  
保管場所 検量員 ㊟  
検査員 ㊟

品名	単 価	帳簿残高		実測		増減		備 考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
略								

略

略

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。